

平成 28 年 4 月 1 日から 農地等の納税猶予制度が変わりました！！

平成 28 年度税制改正により、農地等についての贈与税・相続税の納税猶予制度が改正されました。

このリーフレットでは、主な改正の概要を掲載しています。

改正① 《 贈与税 の納税猶予を受ける人の要件の見直し 》

贈与税の納税猶予を受けるためには、贈与者の推定相続人のうちの 1 人で、次の表に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であることが必要です。

今回の改正で、次の表に掲げる（4）の要件が追加されました。

(1)	贈与を受けた日において、年齢が 18 歳以上であること
(2)	贈与を受けた日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと
(3)	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと
(4)	効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを満たす農業経営を行っていること

【参考】

「効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるもの」とは、次の（i）から（iii）までの基準のいずれかに該当することをいいます（農林水産省告示第 897 号）。

詳しくは、農地等の所在する市区町村の農業委員会（農業委員会を設置していない市区町村の場合には、その市区町村）にお尋ねください。

- (i) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること
- (ii) 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること
- (iii) 農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定による市町村が定めた基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること

《適用時期》

上記の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に贈与により取得をした農地等に係る贈与税について適用されます。

○ 贈与税・相続税の税制改正などに関する情報を確認する場合は、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」（ホーム＞税について調べる＞パンフレット・手引き「相続税・贈与税・事業承継税制関連情報」）

【www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm】をご利用ください。

なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は、「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

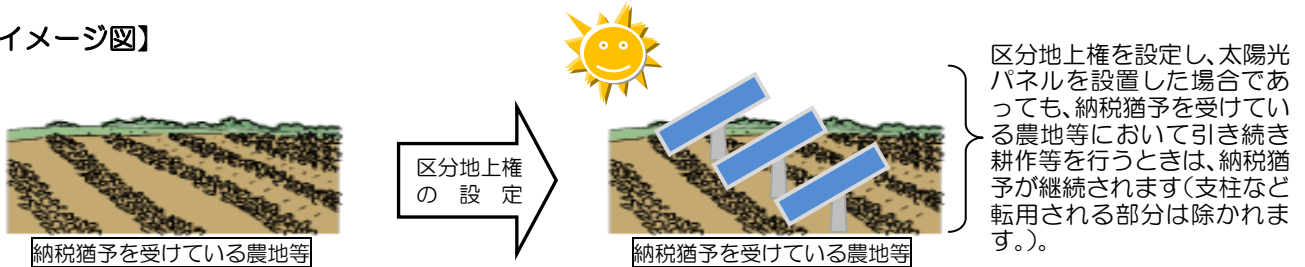
改正② 《 贈与税・相続税の納税猶予に係る確定事由の見直し 》

納税猶予を受けている農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定があった場合には、納税猶予を受けている贈与税額又は相続税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

今回の改正で、納税猶予を受けている農地等に区分地上権（民法第269条の2第1項に規定する地上権）の設定があった場合であっても、その設定の対象となった農地等において納税猶予を受けている人が引き続き耕作等を行うときは、納税猶予は打ち切られることなく、納税猶予が継続されることになりました*。

(※) 「特定貸付けの特例（次の「改正③」参照）」などの貸付けの特例の適用を受けている場合には、その貸付けを受けた人が区分地上権の設定の対象となった農地等において引き続き耕作等を行う必要があります。

【イメージ図】



《適用時期》

上記の改正は、平成28年4月1日以後の区分地上権の設定が対象となります。

改正③ 《 贈与税の特定貸付けの特例に係る適用要件の見直し 》

「贈与税の納税猶予を受けている場合の特定貸付けの特例」とは、贈与税の納税猶予を受けている農地等について、賃借権等の設定により次の①から③までの貸付けが行われたときには、その設定がなかったもの（農業経営は廃止していないもの）として、引き続き贈与税の納税猶予が継続される特例です。

なお、この特例を受けるためには、「特定貸付け」を行った日から2月以内に「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一定の添付書類を税務署に提出する必要があります。

【対象となる貸付け】

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理事業のための貸付け
- ② 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積円滑化事業のうち一定の事業のための貸付け
- ③ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の定めによる貸付け

【納税猶予の適用期間に関する要件】

贈与税の納税猶予に係る贈与税の申告書の提出期限から貸付けが行われた日までの期間（適用期間）が20年（当該貸付けが行われた日において、納税猶予の適用を受ける受贈者が65歳以上である場合は、10年）以上であること



今回の改正で、上記①の農地中間管理事業のための貸付けについては、【納税猶予の適用期間に関する要件】が不要となりました。

《適用時期》

上記の改正は、平成28年4月1日以後の上記①の貸付けについて適用されます。

※ 上記の改正により、贈与税の納税猶予を受けている場合の「営農困難時貸付けの特例」に係る適用要件も改正されています。詳しくは、税務署にお尋ねください。